



# 栃木県公報

平成28年  
8月30日(火)  
第2813号

## 目次

### 告示

○予定保安林	817
○道路の区域の変更	818

### 公告

○開発行為の工事完了	818
------------	-----

### 警察本部

○栃木県警察職員任用規程の一部改正	819
-------------------	-----

## 告示

### 栃木県告示第447号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 8月30日

栃木県知事 福田 富一

#### I

##### 1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡茂木町大字茂木字日向505-1、529、530-1、531、532、533-1、539、670、671、大字神井字堀ノ内689-3、690-1から690-4まで、694、695-1、695-2、字入ノ沢691から693まで

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字茂木字日向539・671・大字神井字堀ノ内690-3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、694、695-1・695-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字入ノ沢693 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### II

##### 1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市板荷字土桜沢5948、5949、字平内郷5950、6791-1、字野中5951-1、6790、字滝ノ沢5953から5967まで

##### 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年8月30日から同年9月28日まで一般の縦覧に供する。

平成28年8月30日

栃木県知事 福田 富 一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 大田原芦野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
72	前	那須塩原市越堀字上ノ台373から 那須塩原市越堀字杉渡土865まで	11.4～42.8	607.0	
	後	那須塩原市越堀字上ノ台373から 那須塩原市越堀字杉渡土865まで	11.4～32.7	607.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 自治医大停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
330	前	下野市薬師寺2814番地2から 下野市薬師寺2800番地1まで	12.0～12.0	110.8	
	後	下野市薬師寺2814番地2から 下野市薬師寺2800番地1まで	12.0～15.0	110.8	

(道路保全課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年 8 月30日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字石田字天神前1643番 4	宇都宮市ゆいの杜二丁目23番15号パ レスN壺番館202号	種 市 豊
真岡市西郷字並木177番 1、183番 2	真岡市熊倉二丁目14番地 1 サンライ ト・カワサキA棟202号	飯 田 芳 之
下野市笹原字古館35番 2、36番 1	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号	オリックス株式会社
下野市国分寺字サイ川385番 2、385番 5	下野市国分寺385番地 下野市薬師寺1769番地 2	近 藤 祐 樹 近 藤 里 奈
(第 2 工区) 那須郡那須町大字高久甲字喰木原5464番 2、 5464番 3、5465番 1、5466番 1、5467番 2、 6651番 1	宇都宮市大通り五丁目 3 番 9 号	アルファクラブ株式 会社

(都市計画課)

### 警 察 本 部

#### 栃木県警察本部訓令甲第五号

栃木県警察職員任用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年八月三十日

栃木県警察本部長 松 岡 亮 介

#### 栃木県警察職員任用規程の一部を改正する訓令

栃木県警察職員任用規程（昭和四十二年栃木県警察本部訓令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「有級者」の次に「。ただし、第3条ただし書の規定により採用された者に係る特別選抜昇任試験については、この限りでない。」を加える。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。